

教 育 民 生 委 員 会 次 第

令和 8 年 3 月 16 日
予算決算委員会教育民生分科会終了後開議
3 0 1 会 議 室

付 託 案 件 審 査

- 1 議案第20号 加賀市立学校施設使用料徴収条例の一部改正について
- 2 議案第21号 加賀市教育振興基金条例の廃止について
- 3 議案第22号 加賀市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正について
- 4 議案第23号 加賀市国民健康保険税条例の一部改正について
- 5 議案第24号 加賀市介護保険条例の一部改正について
- 6 議案第27号 加賀市病院事業職員定数条例の一部改正について
- 7 議案第28号 加賀市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について
- 8 議案第29号 加賀看護学校授業料等徴収条例の一部改正について

協 議 事 項

- 1 加賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
(保険年金課)

そ の 他

令和8年度加賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

【条例改正の理由】

① 加賀市国民健康保険税率の引き上げ

●県が提示する標準保険料(税)率との乖離

加賀市の国民健康保険税率は、平成30年から据え置かれ、石川県への国民健康保険事業費納付金の納付に必要とされている標準保険料(税)率より低いものとなっている。

県では将来的に保険料水準の県内統一を行うこととしており、本市においても県の提示する標準保険料(税)率に合わせていく必要がある。

●将来的な基金残高の減少

これまで税込不足の補填等に活用してきた国民健康保険事業調整基金について、現行税率のままでは毎年収支不足となることが見込まれ、その不足分を補填し続けると令和10年度には基金が枯渇する見込みとなる。

以上より、本市の令和8年度国民健康保険税率について、県が算出した標準保険料(税)率を参考に、別紙のとおり後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る所得割額、均等割額、平等割額を引き上げる案を作成し、国民健康保険運営協議会において、2月12日付で引き上げについて審議し承認を得たため、所要の改正を行う。

② 加賀市課税限度額の引き上げ

●課税限度額について

課税限度額については、現在令和5年3月31日改正の地方税法施行令に準拠した額となっている。これを将来的には国の現行の基準に合わせるため、令和8年度においては、課税限度額を1段階引き上げ、令和6年3月30日改正の地方税法施行令に準拠することとし、所要の改正を行う。

●今後の見通しについて

国においても、令和8年度税改正大綱に基づき、国民健康保険税の課税限度額を1段階引き上げる地方税法施行令の改正が令和8年3月末に予定されているため、今後も市の課税限度額について段階的な引き上げが必要となる見通しである。

① 加賀市国民健康保険税率の引き上げ

		現 行	改正後	比 較	参考)県標準
基礎課税額	所得割額	7.36%	7.36%	0%	8.97%
	均等割額	27,600 円	27,600 円	0 円	38,808 円
	平等割額	20,800 円	20,800 円	0 円	24,894 円
後期高齢者支援金等 課税額	所得割額	2.20%	2.27%	0.07%	2.80%
	均等割額	8,900 円	9,200 円	300 円	12,046 円
	平等割額	6,200 円	6,400 円	200 円	7,727 円
介護納付金課税額	所得割額	1.88%	1.96%	0.08%	2.48%
	均等割額	9,700 円	10,000 円	300 円	12,742 円
	平等割額	4,400 円	4,600 円	200 円	6,205 円

② 加賀市課税限度額の引き上げ

	令和7年度	令和8年度	比較
基 礎 分	65 万円	65 万円	0 万円
後期高齢者支援金等分	22 万円	24 万円	+2 万円
介護納付金分	17 万円	17 万円	0 万円
合 計	104 万円	106 万円	+2 万円

参考:政令(税制大綱)の課税限度額の推移

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基 礎 分	65 万円	65 万円	66 万円	67万円
後期高齢者支援金等分	22 万円	24 万円	26 万円	26 万円
介護納付金分	17 万円	17 万円	17 万円	17 万円
合 計	104 万円	106 万円	109 万円	110 万円

加賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

1 概要

① 子どもや子育て世代を全世代で支える、新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、令和8年度から「子ども・子育て支援金」制度が創設される。これに伴い、子ども・子育て政策の給付拡充等に伴う支援納付金を、国民健康保険税で賦課・徴収し、拠出する必要がある。

② 国民健康保険税では低所得者の負担軽減措置として、所得に応じて保険税の応益分である均等割・平等割の2割・5割・7割を軽減する仕組みがある。

令和8年度税制改正大綱において、2割軽減・5割軽減について、物価上昇等の経済動向を踏まえた見直しが行われ、軽減判定基準を引き上げることとされた。

①②に係る地方税法施行令の所要の改正は、3月末公布、4月1日施行と見込まれるため、国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分とし、令和8年4月1日から施行する。

2 改正の内容

①子ども・子育て支援納付金の新設

子ども・子育て支援納付金分の税率と賦課限度額

子ども・子育て支援納付金分 (限度額:3万円)	所得割	0.29%
	均等割	1,250円
	平等割	800円
	18歳以上均等割	50円

※被保険者一人当たり平均額:年 **3,080円**

※子ども・子育て支援金制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、国民健康保険においては **18歳未満の子の均等割が全額軽減**され、その分は18歳以上均等割として18歳以上の被保険者で按分して負担することになる。

②軽減判定基準の引き上げ

軽減割合	現行	令和8年度 (税制改正大綱)
2割	基礎控除額(43万円) + (56万円 × 被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	基礎控除額(43万円) + (57万円 × 被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)
5割	基礎控除額(43万円) + (30.5万円 × 被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	基礎控除額(43万円) + (31万円 × 被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)
7割	基礎控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等の数-1)	変更なし

加賀市行政サービスセンターにおける
年度末・年度始めの住民異動等臨時受付について

年度末・年度始めは、入学・就職・転勤などで住民異動の手続きが集中し窓口の混雑が予想されます。このため住民異動などについて、下記の日程のとおり受付を行います。

1 開設日時

令和8年3月29日（日）、4月5日（日）

※上記いずれの日も午前9時30分～午後6時

2 受付窓口

加賀市行政サービスセンター（かも丸ステーション）

3 取扱業務

転入・転出・転居などの住民異動届の受付、印鑑登録

（※住民票・戸籍謄抄本などの証明書発行業務、市役所各課申請書類の受付など、日曜日に行政サービスセンターで行っている業務も通常どおり行います。）

4 周知方法

広報かが3月号、ホームページ、公式ライン、Facebook、加賀商工会議所広報

3月号に掲載

市役所窓口課・加賀市行政サービスセンター・郵便局（山中・山代・山代桔梗ヶ丘・動橋・片山津・橋立）にポスター掲示

令和6年能登半島地震に係る加賀市災害義援金の再分配について

義援金は、公平かつ効率的に、市内被災者に対して配分するものとし、8月以降順次配分を行いました。当初の見込みより全壊の見込み数が減少したこと等の理由により残額が生じたため以下のとおり再配分を行います。

1 義援金残額

1,350,633円（令和8年3月1日時点）

【参考】 義援金総額 10,510,633円

2 配分対象

前回の配分対象者と同じ

※令和6年能登半島地震災害により、令和6年1月1日時点で被害を受けた住家に居住していた世帯（所有者は対象外）

3 再配分の金額及び件数

	区 分	再配分金額	総 額	件 数
住 家 被 害	全壊	20,000円	164,000円	42
	大規模半壊	15,000円	123,000円	0
	中規模半壊	10,000円	82,000円	0
	半壊	5,000円	41,000円	18
	準半壊	4,000円	32,000円	88

4 スケジュール

3月上旬 義援金配分対象者へのお知らせ

4月中旬 義援金の再配分の支給開始（プッシュ型振込）

5 その他

配分終了後は、ホームページで掲載

再配分後の残額については、加賀市災害対策基金に積み立てを行う。

地域医療推進市民講演会

テーマ

地域のいのちを守る医療とは

～医療センターの役割と市民にできること～

日時

令和 3/23(月) 13:30～15:00
8年 (開場 13:00)

参加費
無料
(申し込み不要)

会場

加賀市医療センター 2階 KMC ホール

講師

加賀市地域医療審議会 顧問

北村 聖 氏



1953年生まれ 加賀市山代温泉出身

1978年 東京大学医学部卒

1984年 米国スタンフォード大学に留学

1995年 東大病院検査部副部長、臨床検査医学講座助教授

2002年 東京大学 医学教育国際協力研究センター教授

2003年 東京大学 医学部附属病院 総合研修センター センター長

現在 公益社団法人地域医療振興協会顧問 東京大学名誉教授

＼スマホで始める! KAGA健幸ポイント/

■ KAGA健幸ポイント(グッピー)



ヘルスケアアプリ

登録サポート



講演会参加で

200P プレゼント!

株式会社FiNC Technologies

問合せ先

加賀市市民健康部介護福祉課

TEL:0761-72-7853(直通) Mail:chouju@city.kaga.lg.jp

「加賀市公立保育園再編基本計画」の見直しについて

令和6年度におおむね2年間延長し、令和8年度で計画期間の最終年度を迎える「加賀市公立保育園再編基本計画」について、今後は現行計画の趣旨は踏襲しつつ、現状に見合った実施方針を再整理し、現行計画を改定します。

1 計画見直しの背景

「加賀市公立保育園再編基本計画」は、平成28年3月に策定されましたが、その間も、保育を取り巻く情勢は大きく変化し、急激な少子化の進行と保育園の定員数から、現在は、市全体での保育資源が過剰供給等の状況であり、公立保育園の規模適正化を進めることが急務であります。

2 見直しの方向性

健康福祉審議会こども分科会の審議を経て、以下の項目について、分析し方向性を定めます。

- ・地域ごとの人口動態等を分析し、保育ニーズに必要な保育施設の適正配置
- ・「こどもの探究活動の深化」「学びの質の向上」の保障と保育環境や保育の質の確保
- ・建物の老朽化や土砂災害警戒区域状況、保育士等の確保、法人立保育園との役割分担等

3 今後のスケジュール(予定)

令和9年度の入園申込に間に合うよう本年9月の公表を目指してまいります。

- | | |
|-------|---|
| 3月17日 | 政策タウンミーティング |
| 5月 | 第1回 健康福祉審議会 こども分科会
(基礎データ、課題確認、保育の視点、アンケート、国の動向) |
| | 第2回 健康福祉審議会 こども分科会(素案) |
| 8月 | 第3回 健康福祉審議会 こども分科会(最終案) |
| 9月 | 「加賀市公立保育園再編基本計画」答申・公表 |
| 10月 | 令和9年度入園申込 |

4 市民・保護者の意見聴取等

政策タウンミーティング、地区向けワークショップ、在園児保護者を対象としたアンケート等により把握した内容を計画に反映していく。

後期高齢者医療制度の保険料率改定について

令和8年度及び令和9年度の保険料賦課額について、石川県統一で保険料率及び賦課限度額が改定されます。

- 少子高齢化による現役世代の減少に伴い、高齢者の負担等の見直し（全世代型社会保障の方針）や医療費の増加に備え、保険料率を改定するもの
- 子ども・子育て支援金制度の創設により、子ども・子育て政策の給付拡充等に伴う支援金を新たに賦課徴収するもの

1. 保険料率（年額）

		令和6・7年度 (A)	令和8・9年度 (B)	差分 (B)-(A)
医療分	均等割額	50,760円	57,300円	6,540円
	所得割率	(※1) 9.88%	11.14%	1.26%
	一人当たり平均保険料 (軽減後見込額)	83,023円	96,822円	13,799円
子ども・ 子育て分	均等割額	—	1,360円	1,360円
	所得割率	—	0.24%	0.24%
	一人当たり平均保険料 (軽減後見込額)	—	2,196円	2,196円

均等割には所得に応じて軽減制度（2・5・7割）があります。（令和8・9年度は特例あり）

(※1) 令和6年度については旧ただし書き所得が58万円以下の被保険者は所得割率「9.41%」を適用

2. 賦課限度額

	令和6・7年度 (A)	令和8・9年度 (B)	差分(B)-(A)
医療分	80万円 (※2) 73万円	85万円	5万円
子ども・子育て分	—	2.1万円	2.1万円

(※2) 令和6年度は激変緩和措置があり、対象者は令和5年度末時点で75歳以上、または障害認定の加入者

3. 低所得世帯軽減の軽減判定基準額の拡大

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計)		軽減割合
令和7年度	令和8年度	
43万円+56万円×(世帯の被保険者数)+ 10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	43万円+57万円×(世帯の被保険者数)+ 10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	2割
43万円+30.5万円×(世帯の被保険者数)+ 10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	43万円+31万円×(世帯の被保険者数)+ 10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	5割
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下		7割

7割軽減対象者については、令和8・9年度は特例で医療分を更に「0.2割軽減」する。

歴史的風致維持向上計画整備事業 江沼神社庭園整備について

1. 事業の概要

加賀市歴史的風致維持向上計画に基づき、重点区域である城下町大聖寺の風致の核となる江沼神社庭園を整備するものです。本整備では、「市指定名勝」にふさわしい庭園となるよう、文化遺産としての価値を高めるとともに、周辺環境との調和を図り、歴史的風致としての魅力向上を目指します。

整備にあたっては、保存活用計画を策定し、江沼神社庭園（旧大聖寺藩邸庭園）の本質的価値を『大聖寺藩邸庭園が神社庭園となり、市民の手で守られて今にのこった大名庭園』と位置づけ、明治30年に描かれた鳥瞰図を参考に、当時の姿に戻すことを基本方針としました。

これらの計画は、有識者による「加賀市江沼神社庭園整備活用検討委員会」にて整備方針を検討し、設計に反映したものです。

2. 整備の概要

- ① 整備箇所：江沼神社庭園 ※所有者（宗教法人江沼神社）より土地の一部を借上げ市が施工
- ② 事業年度：R6～R9年度 ※工事中は部分公開
- ③ 整備方針

庭園水系の保全	池底を浚渫し、池の水を常に入れ替えるため、安定した流入水を確保
池護岸の復旧	崩れている部分や、今後崩壊の恐れがある石積の復旧・補強
植栽整備	支障木、危険木の除去
園路整備	小砂利舗装による園路の復旧
サイン設置	園名サインおよび庭園概要などの案内サインの設置
その他（藤棚）	シロフジの保全ならびに老朽化した藤棚の更新

3. 整備後の管理

公の施設と位置づけ、地元の参画を得て、市が管理を行う予定。

【完成イメージ】

園内から錦城山方向を望む



錦城山側から庭園を望む





発掘された九谷1号窯跡



明らかになった姫谷焼窯跡 (福山市教育委員会提供)

第2回 九谷磁器窯跡を考える 姫谷焼窯跡

—江戸前期 磁器づくりの芽吹き—

2026年

3/22(日)

9時30分開場

ミニ展示 & 解説 (9:40~)

九谷磁器窯跡の出土品から、
厳選したものを展示します。

**会場：加賀市市民会館
第2会議室**
加賀市大聖寺南町二 11-5

申込不要・入場無料

プログラム

10:00~ 開会

10:05~11:00 講演 **姫谷焼窯跡**

—広島県福山市にある江戸時代前期の磁器窯跡—

関口 広次 氏

(早稲田大学人間総合研究センター招聘研究員)

11:05~11:45 対談 **九谷磁器窯跡と姫谷焼窯跡**

コーディネーター 小嶋芳孝 氏(金沢大学古代文明資源学研究所客員教授)

パネラー 関口広次 氏

藤田邦雄 氏(公益財団法人石川県埋蔵文化財センター)

■お問合せ 加賀市教育委員会事務局文化課
TEL 0761-72-7888 FAX 0761-73-4824

主催：加賀市、加賀市教育委員会

放課後共創基金の設立について

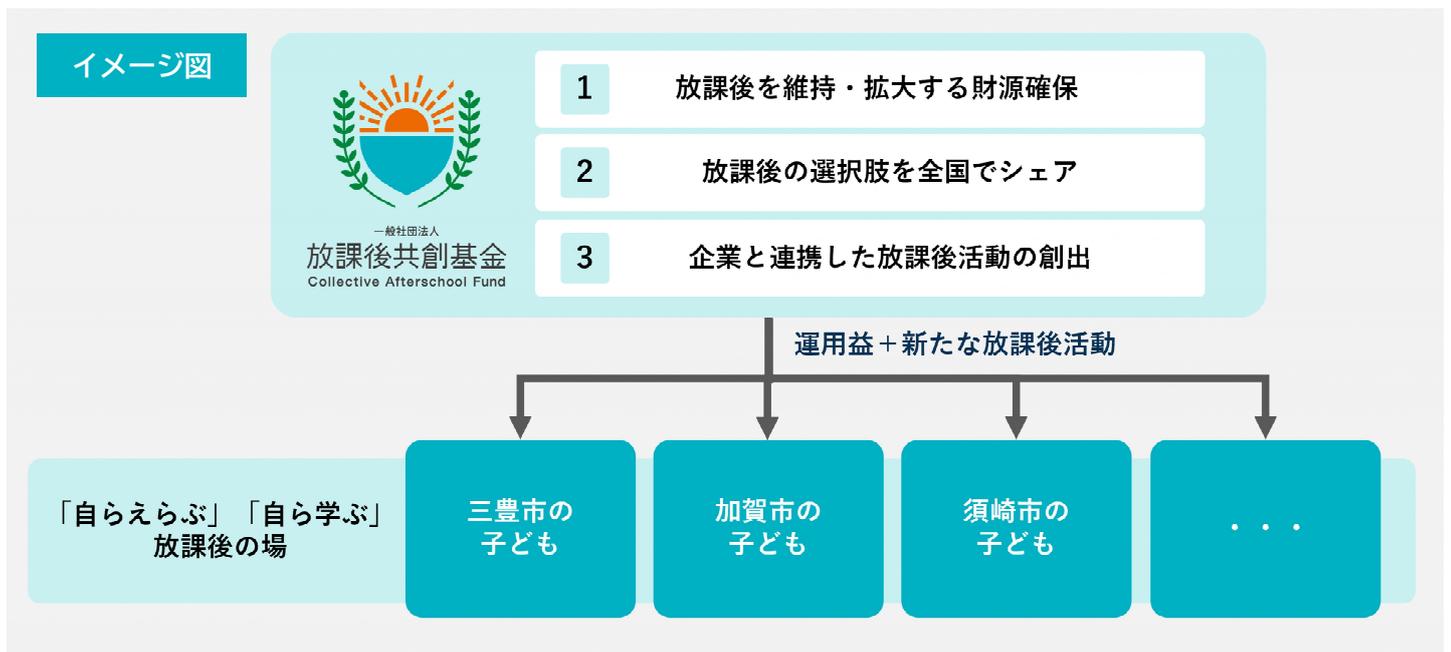
地域と企業等の共創を通じて、子供が主体的に探究し、学ぶことができる放課後を多様な地域で実現することを目指し、香川県三豊市、石川県加賀市、高知県須崎市、PwC コンサルティング合同会社は、下記のとおり一般社団法人 放課後共創基金を共同で設立しました。

記

1 基金の概要

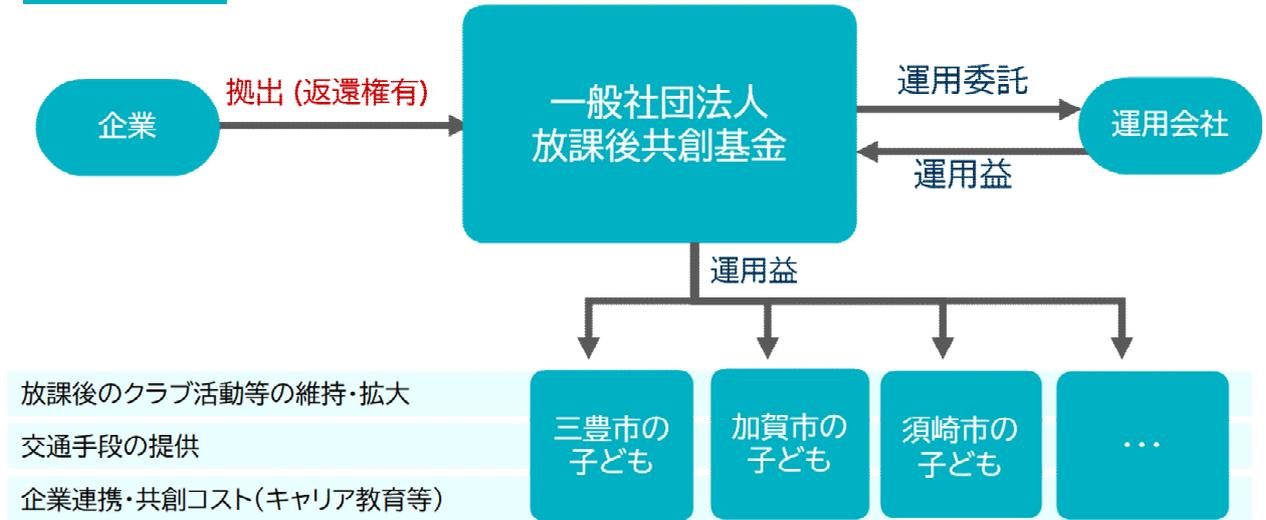
- ・基金名称 一般社団法人 放課後共創基金
- ・設立日 2026年2月13日
- ・所在地 香川県三豊市高瀬町下勝間2373番地1
- ・設立発起人 三豊市長 山下 昭史 加賀市長 山田 利明 須崎市長 楠瀬 耕作
- ・代表理事 東京大学公共政策大学院教授 鈴木 寛
- ・監事 岡本 拓也(公認会計士)
- ・社員 三豊市、加賀市、須崎市、PwC コンサルティング合同会社

【放課後共創基金イメージ図】

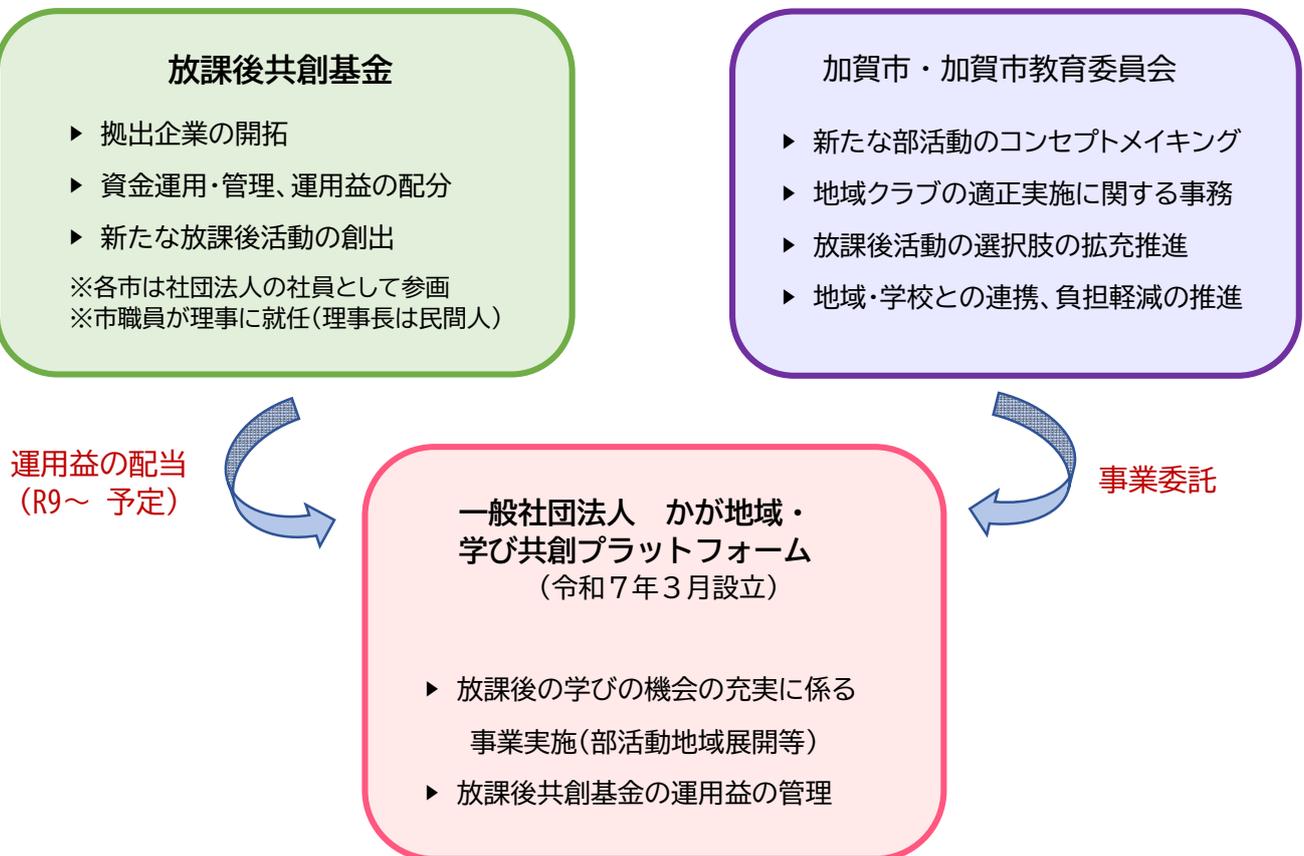


2 企業拠出金および運用益の流れ

スキーム図



【部活動在り方改革のイメージ】



乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

1 事業概要

令和8年度から始まる「子ども・子育て支援金制度」を財源とし、少子化対策として社会全体で子育てを支える枠組みの中で実施する事業です。

こどもにとって、快適で良質な成育環境を整えることで、全てのこどもたちの健やかな育ちを支援するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された制度です。

2 対象者

保育所等に通っていない 0歳6ヶ月～満3歳未満の子ども

3 利用時間

月10時間の枠内で時間単位で柔軟に利用可能

4 利用料金

1時間 300円（国の基準額と同額）

5 実施予定施設一覧 10施設

事業所名	所在地
キッズランドいなみえん	片山津温泉井6番地
かが幼稚園	大聖寺岡町ホ34番地
松が丘こども園	山田町エ1番地22
たちばなこども園	熊坂町ハ31番地
やくおうえん	山代温泉8の168番地1
新生保育園	河南町カ35番地2
清和保育園	大聖寺敷地ヌ121番地1
開陽保育園	山代温泉北部3丁目23番地
聖光保育園	熊坂町平山2番地1
山中保育園	山中温泉菅谷町ニ45番地1

6 実施時期

令和8年4月1日 ～

7 利用方法

別紙のとおり



こども誰でも通園制度

つうえんポータル

申請受付開始 2026年4月1日



こども誰でも通園制度とは？

保育所等に通っていない
**0歳6ヶ月～満3歳未満が
対象**

**月10時間までの範囲で
時間単位で利用が可能**

**1時間300円で
利用可能**

利用方法

1

利用申請

右記の二次元コードを読み込み、つうえんポータルにアクセスし、その画面にてお住まいの自治体を選択し、利用申請をしてください。



つうえんポータル

2

パスワード設定

- ① 利用の認定を受けると、「アカウント発行のお知らせ」という件名のメールが届きます。メール内に記載されているURLをクリックし、パスワードのリセット申請をしてください。
- ② その後、もう1通「パスワードリセットのご案内」という件名のメールが届きます。メール内に記載しているURLをクリックし、パスワードをリセットしてください。



3

ログイン

パスワードのリセットが完了すると、その画面からそのままログインすることができます。

右の二次元コードからも
ログイン画面にアクセスできます。



4

利用開始

ログイン後、希望する施設を検索し、初回面談の予約をしてください。



つうえんポータルとは？

愛称「つうポ」は、こども誰でも通園制度を利用するためのシステムです。
スマートフォンでもパソコンでも簡単に操作ができます。

検索

地図や都道府県、キーワードから施設を探ることができます。



予約

初回面談も施設利用も、カレンダーから簡単に予約ができます。



利用時間管理

残りの利用可能時間が一目でわかります。



よくある質問

- Q** パスワードリセットのメールが届きません。
- A** 迷惑メールフォルダを確認してください。また、パスワードリセット申請時に入力したメールアドレスが登録時と異なる可能性があります。登録した可能性のある別のメールアドレスをお試しください。
- Q** パスワードを忘れてしまったのですが。
- A** ログイン画面にある「パスワードをお忘れの方はこちら」をクリックし、手順に沿ってパスワードのリセットを行ってください。
- Q** 生後6ヶ月未満でも予約はできるのか？
- A** 利用申請と初回面談の予約は可能ですが、施設の利用予約はできません。

お問い合わせ先

加賀市 子育て支援課

☎ 0761-72-7855 受付時間 8:30~17:15 (土日祝・年末年始を除く)

✉ hoiku@city.kaga.lg.jp

